動物用医薬品卸売販売業の許可更新申請の手続きについて

・次の書類を準備し、福井県家畜保健衛生所に申請してください。

・許可更新申請は、有効期限の１か月前までにお願いします。

・不明な点は、あらかじめ、福井県家畜保健衛生所にお問い合わせください。

提出書類

１．動物用医薬品卸売販売業許可更新申請書

２．更新手数料　　11,000円

**動物用医薬品卸売販売業許可更新申請書**

〒918‐8226　福井市大畑町69‐10‐1

福井県家畜保健衛生所　動物薬事担当

TEL 0776‐54‐5104　FAX 0776‐54‐5966

　　年　　月　　日

福井県知事　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条第２項の規定により動物用医薬品卸売販売業の許可の更新を受けたいので、下記により申請します。

記

許可年月日及び許可番号

　　　　　　　年　　　月　　　日許可　　　　第　　　　　　　　号

１　営業所の名称及び所在地

２　営業所の構造設備の概要

３　申請者（申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員も含む）が法第５条第３号イからトまでに該当することの有無

４　参考事項

備考

１　　記の２については、法第24条第1項若しくは第2項の規定による許可後又は同法第38条第2項において準用する同法第10条第1項の規定による届出後に構造設備の主要部分に変更がない場合には、「主要部分に変更はない」と記載し、構造設備の概要の記載は要しない。

２　　記の３については、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合には、該当する事案の概要を記載すること。

３　　冷暗貯蔵が必要な医薬品を取り扱わない場合にあっては、その旨を記の４に記載すること。